

イエズス会聖三木図書館一日利用規則

(目的)

第1条 この規則は、イエズス会聖三木図書館規則第6条の規定に基づき、イエズス会聖三木図書館（以下「図書館」という。）の利用に関して、必要な事項を定める事を目的とする。

(開館時間)

第2条 開館時間は、次の通りとする。ただし、館長が必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

- (1) 月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日 11:00～18:00
- (2) 日曜日 10:00～17:00

(休館日)

第3条 休館日は、次の通りとする。ただし、館長が必要と認めるときは、臨時に休館または開館することができる。

- (1) 木曜日
- (2) 月末の一日
- (3) 国民の祝日に関する法律による祝日と休日
- (4) 夏季休業期間、冬季休業期間
- (5) 館内整理期間等

(入館)

第4条 図書館を利用する者は、入館時に一日利用手続きをしなければならない。

(館内閲覧)

第5条 図書館資料（以下「資料」という。）は、館内において自由に閲覧することができる。その利用後は、所定の場所に返納する。

2 利用者は、次の各号に掲げる事項を守る。

- (1) 資料を大切に取り扱い、破損・汚損、無断持ち出しをしないこと。
- (2) 飲食、喫煙、雑談、携帯電話の通話、その他利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 静寂を保つこと。

3 閲覧席は図書館資料の閲覧のみ利用することができる。

(文献複写)

第6条 研究のための資料の複写は、著作権法第31条を遵守し、図書館に設置された複写機により行うものとする。

2 文献複写にともなう著作権に関する一切の責任は、複写した者が負うものとする。

(規定等の遵守)

第7条 利用者は、図書館に関する諸規定及び館長が指示する事項を守らなければならない。

2 利用者が前項に違反した場合、館長は図書館の利用を禁止することができる。

(弁償の責任)

第8条 利用者は、故意または過失により施設、設備、機器等を損傷し、または、資料を紛失もしくは破損・汚損した場合は、直ちに届け出て弁償しなければならない。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、運営諮問委員会の審議を経て、館長が定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関して必要な事項は、館長が定める。

附則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。